



平成20年11月27日

【問い合わせ先】

(所属) 九州運輸局 自動車技術安全部 整備課

(担当) 満留<sup>みつどめ</sup> 齊野平<sup>さいのひら</sup>

(電話) 092-472-2537

## 不正車検を行った指定自動車整備工場の行政処分について 自動車整備事業の取り消し

九州運輸局では、道路運送車両法に違反した自動車整備事業者に対し、平成20年11月27日、下記の指定自動車整備事業の指定及び自動車分解整備事業の認証の取り消しを行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 指定自動車整備事業者及び自動車分解整備事業者に対する行政処分

- ・事業者の名称 有限会社 としみつ自工
- ・事業場の名称 有限会社 としみつ自工
- ・事業場の所在地 福岡県京都郡みやこ町
- ・処分内容 指定自動車整備事業の指定の取消  
取消年月日：平成20年11月27日  
自動車分解整備事業の認証の取消  
取消年月日：平成20年11月27日

#### 2. 違反行為の概要

上記の指定自動車整備事業者が不正車検で福岡県警察本部に平成20年4月に検挙されたことを受け、当該事業者に対し、平成20年9月29日に福岡運輸支局による特別監査を実施したところ、21台の自動車に対し点検整備及び検査を実施せず保安基準適合証等を交付し、自動車検査証の有効期間更新手続きを行っていたことが確認された。

#### 違反条項

- ① 事業者は、21台の自動車に対し点検整備及び検査を実施せず、保安基準適合証等を交付した。(道路運送車両法第94条の5第1項 違反)
- ② 自動車検査員は、①の自動車について検査をしていないにもかかわらず、保安基準適合証等に保安基準に適合している旨証明した。(道路運送車両法第94条の5第4項 違反)
- ③ 事業者は、①の自動車について、指定整備記録簿に虚偽記載した。(道路運送車両法第94条の6第1項 違反)

- ④ 事業者は、①の自動車について、点検整備及び検査を全て実施せず、保安基準適合証等を交付し車検手続きを行った。（道路運送車両法第94条の5 違反）

### 3. 今後の九州運輸局の対応

該当車両については、保安基準に適合していないおそれがあることから、早急に点検・整備を実施し保安基準への適合性を確認するよう各ユーザーに対しダイレクトメールにて注意喚起し、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の各検査場において、保安基準への適合性の確認を行うこととしています。